

公益財団法人福井県スポーツ協会加盟団体に関する
規程第22条第1項の規定に基づく処分及び再発防止対策について

本会加盟団体である福井県ハンドボール協会における競技力向上対策事業補助金の不適正経理処理の事案について、下記の処分を行うとともに再発防止対策を取りまとめましたのでお知らせします。

令和3年5月12日

公益財団法人福井県スポーツ協会

記

- 1 処分団体名 福井県ハンドボール協会
- 2 処分年月日 令和3年5月11日
- 3 処分の内容 勧告（加盟団体に関する規程第22条第1項第2号）
 - (1) 補助金等の公的資金の適正な使用は当然として、福井県ハンドボール協会（以下「協会」という。）独自の会計についても財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守する体制を構築すること。
 - (2) 上記について、令和3年5月31日までに具体的な改善計画書を県スポーツ協会に提出すること。
- 4 処分の理由
 - (1) 平成27年度から平成31年度に協会に交付した競技力向上対策事業補助金について、調査の結果、不適正経理処理が確認されたことから、加盟団体規程第7条に定めた加盟競技団体が遵守すべき事項に違反し、組織運営等に適性を欠いたと認められること。
 - (2) 処分をするに当たり、(1)の事実関係に加え、以下の点を考慮
 - ①不適正経理処理により目的外使用を行った補助金はすでに返還されていること
 - ②目的外使用の使途に私的流用は確認されなかったこと
 - ③不適正経理処理に協会会長や理事長は関与していないこと
 - ④不適正経理処理の責任をとり、協会の強化担当の役員や事務局長が役職を辞任するとともに、協会理事長が県スポーツ協会理事を辞任していること
 - ⑤協会会長及び理事長が責任をもって運営健全化を進めることを表明していること

(3) 参考（(公財) 日本スポーツ仲裁機構発行「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン」から抜粋）

違反行為の行為者が所属する団体等に対する処分については、当該所属団体に所属する違反行為に関与していない他の競技者のスポーツ権を侵害しないよう配慮することが必要であること。

(4) 補足

改善計画を県スポーツ協会が承認するまでの間、令和3年度補助金の交付については交付決定を留保する取り扱いとしている。

令和3年度中に改善状況を調査し、改善が見られない場合には、その事後対応に対して改めて（資格停止を含めた）処分を行う場合がある。

5 再発防止対策

今回の事案は、個人が一人で不適正経理処理を行っていたことを県ハンドボール協会の役員が把握できていないなど、協会の組織運営に問題があったが、これは県スポーツ協会が加盟団体に対して、ガバナンスの確保やコンプライアンスの強化のための指導及び支援が不足していたことが原因の一つとして挙げられる。

このため県スポーツ協会は、今後以下の対応を行うこととする。

- (1) 毎年、加盟団体向けのガバナンス・コンプライアンス研修の実施
- (2) 定期的な加盟団体に対する会計実地検査の実施
- (3) 県スポーツ協会内にコンプライアンス等の相談窓口の設置